

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000396号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100010号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年9月12日及び同年12月30日の標準賞与額を、14万8,000円に訂正することが必要である。

平成28年9月12日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年9月12日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年9月12日及び同年12月30日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から15万円に訂正することが必要である。

なお、平成28年9月12日及び同年12月30日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年9月12日
② 平成28年12月30日

A社において、平成28年の夏と冬に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与に係る給料支払明細書及び預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された給料支払明細書及び事業主から提出された賞与の支給控除に係る一覧表(以下「賞与一覧表」という。)により、請求者は、各請求期間にA社から15万円の賞与を支給され、標準賞与額14万8,000円に見合う厚生年金保険料を各賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記給料支払明細書及び賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者の平成28年9月12日及び同年12月30日に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主からは当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、前述の給料支払明細書及び賞与一覧表により、請求者は、A社から15万円の賞与を支給されたことが確認できることから、各請求期間に係る標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額（14万8,000円）から15万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000398号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100009号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成7年3月1日から平成8年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年3月から平成8年6月までの標準報酬月額については20万円から30万円とする。

平成7年3月から平成8年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年3月から平成8年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年7月1日までの期間の標準報酬月額を上記1の訂正後の30万円から38万円に訂正することが必要である。

平成7年10月から平成8年6月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額30万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年3月1日から平成8年7月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の記録が、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与支払明細書により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び給与支給額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は

事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下、「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成7年3月1日から平成8年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成7年3月1日から平成8年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち平成7年10月1日から平成8年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は38万円であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を38万円とすることが必要である。

なお、平成7年10月から平成8年6月までの訂正後の標準報酬月額については、標準報酬月額38万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000397号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100004号

第1 結論

昭和55年*月から昭和58年3月までの請求期間及び平成9年1月から平成11年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年*月から昭和58年3月まで
② 平成9年1月から平成11年9月まで

年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がなかったが、請求期間①については、実家のA市に住んでいた母が私のために国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれており、請求期間②については、自分で保険料を納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、大学を卒業した昭和58年3月頃に母親からオレンジ色の年金手帳を渡され、20歳からこれまでの年金は支払ってあるので、これからは必ず自分で支払い続けるようにと言われたことを鮮明に記憶しており、請求者の母親が昭和55年*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間①の後の昭和58年4月以降、請求期間②を除き、国民年金加入期間における保険料は納付又は免除されていることが確認できるものの、i) 請求者が現在所持している母親から渡されたとする年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日により、請求期間①の後の同年6月頃にA市で払い出されたものと推認されること、ii) 同市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、左上欄外に「58.6.6」と記載されていることが確認でき、同市は、当該日付は国民年金の加入手続の受付日であると思われる旨回答していること、iii) 同市は、請求者が請求期間①の後の同年6月6日に国民健康保険に加入しており、届出日も同日である旨回答していることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年6月に国民健康保険の加入手続と同時に行われたと考えられる。

また、請求者は、上記年金手帳のほかに別の年金手帳があった旨主張しているが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求期間①当時に、A市及び昭和57年7月2日以降住民登録をしていたB市において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿の全件調査を行ったが、請求者の氏名は確認できず、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和58年6月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続が行われるまでは、請求者に対し、A市から国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者の母親が請求期間①当時に保険料を納付することはできず、請求者の母親が昭和55年*月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする請求者の主張と一致しない。

さらに、前述の加入手続時点においては、請求期間①のうち、昭和56年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、同年4月から昭和58年3月までの期間に係る保険料は遡って納付することが可能であるものの、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、請求者に聴取しても、当該期間に係る保険料の納付について具体的な状況が不明であるとともに、請求者の母親は、既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができず、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入状況及び保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

2 請求期間②について、請求者は、年金手帳を渡された時の必ず支払い続けるようにという母親の言葉を鮮明に記憶しており、請求期間②の国民年金保険料を支払ったことは間違いないと主張しているが、請求期間②当時は、母親の看護等で多忙にしていた時期であり、具体的な納付方法、納付場所、納付金額等については記憶していないとしている上、請求者が請求期間②当時に住民登録をしていたC市及びD市は、請求者の国民年金記録に係る資料はない旨回答しており、請求者の請求期間②当時の保険料納付状況について確認することができない。

また、請求者がD市の後に住民登録をしていたA市から提出された「国民年金管理カード」では請求期間②の納付記録は未納とされており、当該納付記録はオンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、平成12年12月6日に納付書作成記録が確認できるが、当該納付書作成時において、請求期間②のうち平成9年1月から平成10年10月までの期間については時効により国民年金保険料を納付することはできないことから、当該納付書は、同年11月から平成11年9月までの期間の保険料に係る納付書であると推認できるところ、請求者は、請求期間②に係る保険料について、請求期間②当時に毎月納付していたはずであり、遡って納付したことはない旨主張しており、仮に請求者の主張するとおりに保険料が納付されていたとすると、平成12年12月6日に納付書が作成されることは考え難い。

加えて、請求期間②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間②に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

3 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。